

新型コロナウイルスと障害者施設

2020年6月8日

NPO法人みんなの広場 小澤哲雄

私が携わっている障害者施設は、国の障害者総合支援法でいうところの、共同生活援助（グループホーム）施設です。相模原事件が起きたやまゆり園のような大きな施設でなく、5人～10人という小規模なもので、あくまでアットホームな雰囲気運営されている施設です。私どもの施設である「グループホームみんなの広場」は第1ユニットが定員5人、第2ユニットが定員7人、計12人です。入居条件としては知的に障害があつて、平日の昼は作業所（就労継続A、B、もしくは生活介護事業所）に自分で通える人が対象となっています。現在男女各6人で丁度半々です。知的障害者、ダウン症、自閉症、高次脳機能障害の方など多彩です。2か所のユニットに夜勤の職員が一人ずつと、朝と夕方の支援員が一人ずつ、さらに入浴の介助者がひとり、全員で15人の職員でローテーションを組んで支援にあたっています。今回の新型コロナで一番困ったのは、通所先の作業所が突然休業となり、昼の行き場が無くなる利用者が出てしまったことです。

グループホームは、平日の昼の支援は業務に入っていません。そのために、行き場のなくなった利用者をどうするかで頭を痛めました。保護者と相談した上で、一定期間自宅で過ごして頂くとか、帰る家の無い利用者については、職員が急遽手分けして日中支援を行うとかして事業を継続してきました。家庭で過ごされる利用者については、我々事業所から電話訪問や直接訪問で、利用者の健康状態、体温、精神的状況等適切に把握して、家庭への十分な支援を行った場合は、入居していると同様の扱いで、介護報酬を請求してもよいとする特例措置が認められ、大きな減収にならずに済んでいることは何よりでした。

しかし、最大の問題は利用者、そして職員にいつ感染者が出るか、感染者が出た場合どうするか、毎日が気が気ではありませんでした。

職員の中にも、感染したら大変と、仕事を休まれる方もいましたが、そうした心配は当然でした。また、自宅に戻られた利用者もいて、支援シフトに入る必要がなくなる職員も出てしまい（宿泊する人数で支援に入る必要があるかないか判断）、そのための賃金の補償も考えなければなりませんでした。

感染のリスクを承知で勤務についた職員には20%の割増賃金を、シフトからは外れた職員には8割の賃金補償をすとか、なけなしの財源からやり繰りをして、職員の努力に報いる措置をしてきました。

先にも述べたように、実際に感染者が出たらどうするかが、設置者としては最大の問題で、職員も同感だったと思います。厚生労働省は、こういう時こそ業務を継続するようにと通達を出していますが、私たちのような小さな事業所で、もしも新型コロナウイルス感染者が発

生じた場合はとても事業を継続できるキャパシティーはありません。それでも厚労省は、軽症者の場合はグループホームで療養をとの方針ですが、その場合サージカルマスクはどうするのか、フェースシートや、防護服はどうするのか、全く示されていないのです。

そうした中でも私たちは、感染者が出た場合のマニュアルを作成したり、自分たちで出来る最大限の対策を考えてきました。しかし、自己努力だけでは利用者の命を守るには限界があるのです。

こうした時こそ、行政は（私どもの場合は東京都。中野区）私たちのために何を手助けしてくれるのか、障害者の命を守るために何をなすのかが問われているはずです。

今回の新型コロナウイルス問題で明らかになったことは、障害者サービスをはじめとして、あらゆる福祉サービスを民間に丸投げしてきたことにより（大都市部のほとんどで）、行政として果たすべきノウハウも、経験の蓄積も出来なくなっているのではないのでしょうか。住民の命・暮らしを守ることが行政の最大の使命であるにもかかわらずです。

新型コロナウイルスで、公衆衛生、医療、住民の、とりわけ社会的弱者である障害者の命を守る行政の在り方が根本から問われているのではないのでしょうか。